

別表1（第4条関係）

交付対象者	対象事業	対象設備	補助要件	補助率	対象経費
第3条第1項第1号に規定する交付対象者	国要領別紙1の2アに規定する再エネ設備整備	太陽光発電設備	国要領別紙1の交付要件のとおり ただし、太陽光発電設備の設備費及び設置工事費の合計額の発電出力(キロワットを単位とし、太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、小数点以下を切り捨てる。)の1キロワット当たりの単価が350,000円未満であるもの	3分の2	国要領別表第1のとおり
	国要領別紙1の2イに規定する基盤インフラ整備	蓄電池	国要領別紙1の交付要件のとおり ただし、定格容量1キロワットアワー当たりの単価が200,000円未満であるもの		
第3条第1項第2号に規定する交付対象者	国要領別紙1の2ウに規定する省CO2等設備整備	高効率照明機器	国要領別紙1の交付要件のとおり ただし、1施設当たり20,000千円を上限とする。		